品川区中小企業等講習会講師派遣要綱

制定 昭和58年5月1日 区長決定

要綱第110号

改正 平成 元年4月1日 要綱第 23号

改正 平成 4年4月1日 要綱第 32号

改正 平成25年4月1日 要綱第 87号

改正 平成31年4月1日 要綱第 146号

改正 令和3年7月29日 要綱第 240号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、品川区内の中小企業および商工団体(以下中小企業等という。)が実施する講習会、研修会その他これに類する事業(以下講習会等という。)で講師を必要とするものに対する講師の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体の範囲)

- 第2条 講師派遣の対象となる中小企業等の範囲は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体等。
 - (3) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する団体等を設立しようとする団体。
 - (4) 商店街振興組合
 - (5) 法人格を有しないが事実上団体事業を実施している商工団体。
 - (6) 品川区内の中小企業の育成および振興に寄与すると認められる事業を実施するその 他の団体。

(派遣対象講習会の要件)

- 第3条 講師派遣の対象となる講習会等は、区内中小企業等の育成および振興に寄与し、 また従業員あるいは構成員の資質の向上に資すると認められるものでなければならない。 (経費の負担)
- 第4条 講師派遣に要する経費の支出は、予算の定める範囲内とし、各中小企業等に対する経費負担の限度は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 講師謝礼は、1回あたり最高20,000円を限度とする。
 - (2) 1団体あたりの講師派遣回数は、各年度3回を限度とする。ただし、ここに1回とは 1日を単位とする。
 - (3)上記(2)の規定にかかわらず、中小企業者が実施する新入社員等のための職員研修会については、連続した3日を超えない期間を1回とし、各年度1回のみ講師を派遣するものとする。

(派遣の申請)

第5条 講師の派遣を受けようとする中小企業等は、講師派遣申請書(第1号様式)を区 長に提出しなければならない。

(派遣の決定等)

第6条 区長は、前条にもとづいて申請書の提出があった場合において講師派遣を適当と 認めるときは、講師派遣決定通知書(第2号様式)により中小企業等に通知するものと する。

- 2 区長は、講師の派遣決定に際して必要な条件を付すことができる。 (報告書の提出)
- 第7条 講師の派遣を受けた中小企業等は、講師派遣実施報告書(第3号様式)により講習会等の実施結果を区長に報告しなければならない。

付則

- 1 この要綱は、昭和58年5月1日から適用する。
- 2 昭和56年5月22日決定品川区商工団体講師派遣要綱は廃止する。

付則(平成元年4月1日第4条改正)

1 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付則(平成4年4月1日第4条改正)

1 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付則(平成25年4月1日第4条改正)

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則(平成31年4月1日様式改正)

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

年 月 日

品川区長あて

団体名

住 所

代表者名

担当者名

講師派遣申請書

品川区中小企業等講習会講師派遣要綱にもとづき、下記のとおり講師の派遣を申 請します。

記

- 1 事業名
- 2 目 的
- 3 対象・人員
- 4 日 時 月 日() 時 ~ 時
- 5 場 所
- 6 希望講師 (住所)

年 月 日

様

品川区長 濱 野 健

講師派遣決定通知書

年 月 日付、講師派遣申請について、下記のとおり講師を派遣します。

記

- 1 講師名
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 内容

第3号様式(第7条関係)						年	F	1	E
品川区長あて									
	団	体	名						
	住		所						
	代表	長者日	氏名						
講師派遣実施報告書 品川区中小企業等講習会講師派遣要綱に基づき、下記のとおり講師の派遣につい									
で報告します。	/八旦 3	父 祁则(〜	373	, l'al	[v]	≀ тЫ ыһ∨	ノ/水道(こ	·
			記						
1 日 時年	<u>月</u>		日	()	時	~	時	

2 場 所

3 講師名

4 参加人数・業種